

国土交通省 国土政策局

平成 29 年度 二地域居住等の推進に向けた先進事例構築推進調査
二地域居住等推進モニター調査対象プロジェクト 募集要領

1 モニター調査の趣旨

複数の生活拠点に居住・就業する「二地域居住」や「二地域就労」は、豊かに生活を楽しむ住まい方の一つであるだけでなく、農山漁村の活性化につながるとともに、都市住民の地方移住の促進にもつながると考えられ、国土形成計画（H27 年 8 月 14 日閣議決定）やまち・ひと・しごと創生総合戦略（H28 年 12 月 22 日閣議決定）にも二地域居住等の促進に向けた施策を講じることとされております。

二地域居住等の促進については、これまでも各地域の地方公共団体等による取組が進められてきましたが、一層の促進を図るためには、二地域居住等による生活のスタイルや、それを促進する枠組み等について、創意工夫を凝らしながら様々な官民の主体が連携して取り組むことが重要と考えられます。

こうした観点から、国土交通省では、本年度、二地域居住等の推進に向けた先進事例構築推進調査（以下「本調査事業」という。）を実施することとしております。

本調査事業は、官民連携の先駆的な取組に関する提案を広く公募し、有識者からなる委員会で選定されたプロジェクトをモニター調査の対象とし、様々なサポートを提供することにより、本分野のモデルプロジェクトを構築するとともに、そのプロセスや効果等をフォローアップしながら今後の関連施策のあり方等を検討しようとするものです。

2 モニター調査の枠組み

（1）調査対象プロジェクトの公募

国土交通省による調査対象プロジェクトの公募を受けて、応募団体には今後、構築しようとして計画している二地域居住等を促進するための先駆的取組に関する提案を作成して国土交通省に提出していただきます。（詳細について下記参照）

（2）調査対象プロジェクトの選定（9月を予定）

有識者から構成される委員会において、調査対象プロジェクトを選定します。

※選定されたモニター調査対象プロジェクトについては記者発表を予定しています。

(3) 調査対象プロジェクトの推進（今年度中）

調査対象プロジェクトを、提出いただいた提案書に沿って進めていただきます。この際、以下の支援を受けることが可能です。

- ・プロジェクト立ち上げ費用に対する助成（1プロジェクト100万円を上限）
- ・有識者委員会のメンバーによるアドバイス（有識者委員会に対して中間報告をしていただくほか、メンバーの現地派遣も適宜実施します。）
- ・他の地域における取組状況等関連する情報の提供 等

※調査対象プロジェクトの実施主体には、検討状況等について国土交通省に情報提供をしていただきます。

※助成対象経費は、プロジェクトの実施に直接必要となる経費であって、プロジェクトの範囲に含まれるもののみになります。

（対象となる経費の例）

- ・会議運営費
- ・アンケート等調査費
- ・製作・印刷製本費
- ・通信運搬費
- ・消耗品費
- ・レンタル・リース費
- ・諸謝金
- ・旅費交通費 等

（対象とならない経費の例）

- ・耐久消費財、用地等の取得経費
- ・施設整備費・修繕費
- ・団体の通常運営経費や営利のみを目的とした活動経費
- ・本年度に実施されない取組に係る経費
- ・懇親会等の飲食費 等

(4) 調査対象プロジェクトに関するアンケート調査及び成果報告（今年度末）

今年度末までに実施主体には、アンケート調査にご協力をいただくとともに、有識者委員会にプロジェクトの成果報告をしていただきます。

※調査対象プロジェクトは、平成30年度以降もフォローアップ等にご協力をいただきます。

3 モニター調査対象プロジェクトの応募要件

(1) プロジェクトの実施主体

官民の複数の主体が連携して行うものであること。

例) 地方公共団体+民間企業

地方公共団体+NPO

地域の協議会(地方公共団体、企業等を構成員)

※地方公共団体単独で実施するプロジェクトは対象としていません。

※民間主体のみによるプロジェクトについては、市町村による推薦が必要となります。

※すべての実施主体は以下の要件を満たす必要があります。

- ・宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

(2) 応募者

a) 複数の主体が共同でプロジェクトを実施する場合

プロジェクトの実施主体のうち1主体が応募者となる場合は、他の実施主体の合意を得ていることが必要となります。また応募者は、法人格を有していることが必要となります。

プロジェクトの実施主体が連名で応募される場合、代表となる主体を1つ決めていただきます。代表となる主体は、法人格を有していることが必要となります。

法人格を有していない任意団体の場合は、次の(イ)及び(ロ)の要件を全て満たしていることが必要となります。

(イ) 代表者の定めがあること。

(ロ) 団体としての意思決定の方法、事務処理及び会計処理の方法、並びに責任者等を明確にした規約その他の規定が定められていること。

b) 複数の主体からなる協議会でプロジェクトを実施する場合

協議会が法人格を有しない場合は、協議会の構成者の中で法人格を有する主体の中から代表となる主体を決めて頂きます。

法人格を有していない任意団体の場合は、次の(イ)及び(ロ)の要件を全て満たしていることが必要となります。

(イ) 代表者の定めがあること。

(ロ) 団体としての意思決定の方法、事務処理及び会計処理の方法、並びに責任者等を明確にした規約その他の規定が定められていること。

4 応募にあたっての提出書類

応募の際は、別紙様式により応募資料を作成し、下記の提出先まで電子メール送信により提出してください。

お手数ですが、電子メール送信後は、必ず資料が届いているか電話で確認していただくようお願いいたします。

【提出資料】 応募資料（別添様式、ファイル様式の変更等は不可）

【応募締切】 9月8日（金） 12：00必着

【提出先】

日本都市技術株式会社 西日本支社 都市整備部（調査受託団体）
担当：古賀、福島
メール： koga-s@cticd.co.jp
電話： 092-433-4703

5 モニター調査対象プロジェクトの選定について

(1) 選定方法

上記4の応募締切までに応募があったプロジェクトの中から、有識者委員会の意見を踏まえ、下記(2)の「選定基準」に従って、3件程度を選定する予定です。

なお、選定に当たり、応募内容についてヒアリングを実施する場合があります。また、必要に応じ、追加資料の提出等を求める場合があります。

(2) 選定基準

(形式審査)

実施主体、応募主体が、上記3に掲げる要件に合致すること。

(内容審査)

- ① 提案されたプロジェクトの内容が、実現しようとする二地域居住等のスタイルや、それを促進する枠組み等の点で先駆的なものであり、実現した場合に官民連携による二地域居住促進に係るモデル的な取組になると考えられるものであること。【先駆性】
- ② 応募内容が本調査事業の趣旨に合致していること。【的確性】
- ③ 提案された内容を実現するための具体的な検討を行う体制が整っていること。（応募主体を中心に関係団体等が連携して検討を行う体制）

が具体的に示されていることなど) 【実行性】

- ④ 提案されたプロジェクトの進め方等について、具体的にどのような取組を行い、どのような成果を出すことを目指しているかが示されていること。【具体性】
- ⑤ モニター調査終了後も、二地域居住等の推進に向けた取組が単発的なもので終わらず、継続的に行われることが見込まれること。【継続性】

(3) 選定結果の通知

選定の結果については、平成 29 年 10 月を目途に通知する予定です。

6 その他

本調査についてご不明の点等あれば、以下までお問合せください。

【お問い合わせ先】

国土交通省 国土政策局 地方振興課
担当：赤星、伊藤、内田、谷藤
電話：03-5253-8404